

船橋市監査委員告示第11号

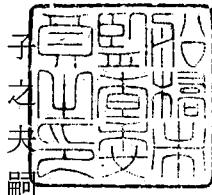
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和6年11月8日

船橋市監査委員

同
同
同

栗林紀子
齋藤弘夫
浦田秀夫
松橋浩嗣



監査対象機関	措置状況報告年月日
高齢者福祉部 高齢者福祉課	令和6年8月29日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項] 調定の遅れ</p> <p>土地貸付料について、船橋市予算会計規則別表第5では、調定の時期は単年度貸付けのものは契約を締結したとき（長期貸付けのものは年度当初）とされているが、若松2丁目土地貸付料において、契約締結日の約2か月後に調定していた。</p> <p>所管部署に確認したところ、公正証書作成前に定期借地権設定契約を締結したが、公正証書の作成日以降に歳入の調定をするものと認識していたとのことであった。</p> <p>調定はその性質上、収納に先立って行われることを原則としており、船橋市予算会計規則第31条第1項では、収入が適正であると認めたときは、調定書により直ちに調定しなければならないとされている。</p> <p>今後は、同規則に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。</p>	<p>調定を行う時期は契約を締結したときであり、2年目以降は年度当初となることを係全員で共有した。</p> <p>共有にあたっては、係のスケジュールに記載のうえ、チェック表を作成した。</p> <p>年度当初の朝のミーティング時には係全体で作業内容を確認し、且つ、調定事務の実施前後には係長に報告することとし、令和6年度は4月1日に調定を行った。</p> <p>なお、係長は報告がない場合には係員へ確認を行う。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
高齢者福祉部 高齢者福祉課	令和6年8月29日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項]</p> <p>間接補助金交付条件の規定不備</p> <p>国が定める在宅福祉事業費補助金交付要綱5②(2)では、中核市が間接補助金を交付する場合には条件を付さなければならないと規定されているが、船橋市老人クラブ助成金において当該条件を付した規定が見当たらなかった。</p> <p>所管部署に確認したところ、市老人クラブ連合会が毎年行っている会長研修の際に、帳簿の保存義務について書かれた冊子（国資料）を配布し、説明を行っていたとのことであった。</p> <p>本規定は国が市に対して、申請者に帳簿等の保管等の条件を付すよう義務付けるもので、申請者である団体の構成員が理解し実行することが肝要であるため、船橋市老人クラブ助成金交付規則の条文や交付可否決定通知書様式などに記載されたい。</p>	<p>船橋市老人クラブ助成金に係る帳簿等の保管等については、船橋市老人クラブ連合会が開催する会長研修会での説明のほか、助成金申請の記載要領や、交付可否決定通知の際送付する書類に明記する。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
高齢者福祉部 高齢者福祉課	令和6年8月29日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項]</p> <p>不適正な間接補助金の交付事務</p> <p>国の在宅福祉事業費補助金交付要綱に基づく高齢者地域福祉推進事業の間接補助金である船橋市老人クラブ助成金の算定及び当該国庫補助金の申請にあたり、次の不適正な事務が見られた。</p> <p>① 事業活動費の「その他」として、支出内容が不明な経費約22万円を助成対象としていた。</p> <p>所管部署に確認したところ、活動報告書に活動実績が記載されており、收支決算書の支出済額に事業活動費として金額が計上されていたことから補助対象としたものであり、実際にクラブに確認したところ、活動報告書に記載されている社会奉仕活動や教養文化活動も含めた金額のことであった。</p> <p>② 教養文化活動として1人3,000円の金券を会員数とほぼ同じ枚数購入した経費を助成対象としていた。</p> <p>所管部署に確認したところ、市からの助成金で金券を購入し、配布することは適切ではないと考えているが、本件については、教養文化活動の一環として敬老事業を行う計画で、記念品にクオカードを準備していたところ、新型コロナウイルス感染症でやむを得ず中止となり、記念品の配布のみ行つたという経緯で、敬老事業に係る費用は対象経費として認めていることから補助対象経費に計上したことであった。</p> <p>③ 収支決算書上、各活動を中止し事業活動費が0円の団体に対し助成金を交付していた。</p>	<p>船橋市老人クラブ助成金の算定及び在宅福祉事業費補助金の申請については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律を遵守し、適切に事務を執行する。</p> <p>また、老人クラブからの提出書類だけではなく、個別の聞き取り等により補助対象を決定した場合には、経緯も含めた意思決定に至る過程等の記録を残すなど事務改善に努める。</p>

所管部署に確認したところ、当該クラブが収支決算書上で事業活動としているのはスポーツ大会等費用のかかる催しへの参加であり、新型コロナウイルス感染症の影響で参加予定の催し等が中止となつたため、各活動を中止すると記載したもので、それ以外の活動は行われており、それらの支出が助成金額を上回っていることから特に問題はないと考えているとのことであった。

船橋市老人クラブ助成金の額は船橋市老人クラブ助成金交付規則第3条に基づき会員数を基準として決定されるもので、補助対象経費については規定されていない。所管部署では、対象経費を絞ると活用できるものが縮小されてしまうということがあり、対象経費を決めてそれについて補助をしていくということは今のところ考えていないとのことであった。

しかし、対象経費については、在宅福祉事業費補助金交付要綱4交付額の算定方法の表に、「老人クラブ事業の実施に必要な報償費」等とされている。また、高齢者地域福祉推進事業国庫補助協議書注釈では、個人の利益となるような物品等にかかる経費が非対象経費として示されている。

船橋市老人クラブ助成金が国庫補助を受けて実施する間接補助事業である以上、国の交付要綱に基づかなくてはならない。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第11条では「間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行わなければならず、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用をしてはならない」と規定されている。また、船橋市特定団体への補助金の交付に関する基準6では「補助金の交付対象とする経費を明確にすること。この場合において、交際費、慶弔費、懇親費等活動の直接経費とならない経費は、補助金の対象経費としない」「国や県等の制度（以下「当該制度」という。）による補助金等を財源として交付する補助金で、当該制度に市の補助金額等を定める規定がある場合は、当該規定による」とされ、同基準11で「この基準が対象とする交付事業以外の金銭的援助を行う事業についても、この基準の趣旨に準拠して、適正な実施に努めるものとする」とされている。

これらの法令を遵守し、助成金の目的を達成するために有効かつ効果的な支出となるよう業務を改善されたい。

併せて、老人クラブからの提出書類だけでは対象経費かどうか判断できずに確認を取ったのであれば、文書管理規則第6条に基づき、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう事務処理の原則を徹底されたい。

監査対象機関	措置状況報告年月日
高齢者福祉部 高齢者福祉課	令和6年8月29日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項]</p> <p>規則等と異なる事務及び様式の使用</p> <p>船橋市老人クラブ助成金交付規則様式にはない教示文を記載した交付可否決定通知書を送付していた。</p> <p>所管部署に確認したところ、令和5年4月1日施行の改正規則が反映されていない当時の例規集システムから、改正前の第2号様式をダウンロードし、通知を作成してしまったとのことであった。</p> <p>事務処理にあたっては、常に最新の情報に基づき行えるよう、特に制度上の変更点等に留意し、決裁時や発出時の確認を徹底されたい。</p>	<p>例規等の改正を行った場合は、改正後の例規等を決められたフォルダに格納し、事務処理及び決裁の際は、例規集システムではなく当該フォルダを参照することを徹底する。</p> <p>なお、令和6年度の船橋市老人クラブ助成金交付可否決定通知書については、当該フォルダに格納した改正後の規則様式により作成したことを確認の上、発出した。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
高齢者福祉部 高齢者福祉課	令和6年8月29日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項]</p> <p>規則等と異なる事務及び様式の使用</p> <p>船橋市在宅重度要介護者介護用品の支給に関する規則では申請書の様式が定められているが、申請者続柄欄と重度要介護者本人（以下「本人」という。）の同意欄を加えた様式を使用していた。</p> <p>また、同規則第5条では、申請者は重度要介護者とされているが、支給申請書が医療機関のケアマネジャーの名で申請され、受理していた。</p> <p>所管部署に確認したところ、様式については、記入する項目をわかりやすい表現にし、また、本事業の対象者が要介護3以上という事業の特性上、申請書の提出者は本人以外がほとんどであり、申請者は本人でなければならぬという規定だったが、書類の提出者を確認できるよう申請者欄に提出者の名前を記入させていたとのことであった。</p> <p>現行規則に基づくと実務上支障が生じるのであれば、適宜規則を改正し、改正された規則に基づき事務を行われたい。</p>	<p>実務に合わせた様式となるよう規則の改正を進めている。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
高齢者福祉部 高齢者福祉課	令和6年8月29日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項] 規則等と異なる事務及び様式の使用</p> <p>船橋市介護サービス事業所等事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第1号様式補助金交付申請書4注釈にて、交付額算定に用いる4月1日時点利用人数は定員数を上限とするとされているが、複数の事業所を運営する申請者においては、各事業所の定員を合算し上限とする取扱いとなっていた。</p> <p>また、年度途中に要件を満たした事業所は、要件を満たした月数分が補助対象期間とされ、人数×単価×対象月数÷12の計算結果の千円未満を切り捨てた額を交付額としていたが、年度途中に要件を満たした事業所への補助及び交付額の算定方法について、要綱に定められていなかった。</p> <p>所管部署に確認したところ、特別養護老人ホームについては、入所床に空きがある場合には、そこに短期入所生活介護事業の利用者を受け入れることが認められており、基準省令の人員配置基準の考えにも、一体的に運営される場合は入所者（利用者）の数を合算して計算することとされているとのことであった。また、昨年度の実績からどちらも多くは想定されないケースであったため、要綱には記載していないが、事業を案内するホームページのQ&Aに要件を満たした月から対象となる旨を記載しているとのことであった。</p> <p>交付額算定方法及び交付対象者は補助金交付額や交付可否に直接影響する事項であることから、補助金の透明性、申請者及び申請予定者への公平性の観点からも、それぞれの取扱いを要綱に明記した上で事務を執行されたい。</p>	<p>事例が特殊な内容であることから、わかりやすく周知するためにホームページのQ&Aとして案内を行ったが、指摘を踏まえ、補助金交付額等に直接影響するような内容については、要綱に明記したうえで事業者へわかりやすく周知を行う。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
高齢者福祉部 高齢者福祉課	令和6年8月29日
監査の結果	措置の内容
<p>[要望事項]</p> <p>老人憩の家設置条例の制定の検討について</p> <p>老人憩の家は、昭和40年4月5日社老第88号厚生省社会局長通知「老人憩の家の設置運営について」により、設置主体及び運営主体は市町村とされており、地方自治法第244条に規定される「公の施設」に該当すると考えられ、同法第244条の2第1項では「公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない」とされているが、老人憩の家の設置条例が制定されていなかった。</p> <p>所管部署に確認したところ、設置条例がないのは、昭和58年の船橋市老人憩の家の使用に関する規則制定時の決裁にて「職員を常駐させ、特段の管理を行う必要はなく、単に財産的に管理すれば足りるものであることから、あえて条例を制定する必要はないものと考える」とされ、現在も公の施設ではないと認識しているとのことであった。</p> <p>公の施設とは、普通公共団体が当該普通公共団体の住民の利用に供するために設ける施設であり、「物的施設を中心とする概念であり、人的側面は必ずしもその要素ではない」とされ、駐車場や大規模公園も公の施設とされている。</p> <p>設置条例の制定については改めて検討されたい。</p>	<p>老人憩の家は、公の施設として設置しているものではなく、公共施設の一部や市民が所有する建物等の提供を受け、高齢者に活動の場を提供する事業として実施しているものであることから、必ずしも条例制定は要しないという認識である。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
高齢者福祉部 高齢者福祉課	令和6年8月29日
監査の結果	措置の内容
<p>[要望事項]</p> <p>借り上げる建物の耐震性について</p> <p>老人憩の家のうち令和5年度に民家等を借り上げて設置していた10か所の建物について、耐震強度が不明であった。船橋市施設カルテ（令和5年度版）によれば、それぞれの建物の建築年は昭和43年から平成元年（他に建築年不明2件あり）とされている。</p> <p>当該施設の利用者の特性上安全性には特に配慮が必要であり、災害等により利用者が損害を被った場合の責任は当然に市に及ぶため、借り上げる建物については耐震性を確保するよう要望する。</p>	<p>市民が所有する建物等の提供を受けている老人憩の家は、借主（市）が賃貸借に係る費用を支払うにあたり、当該建物等の維持に関する一切の費用は貸主（所有者）が負担するものとして契約を締結していることを踏まえ、当該建物等の耐震性の確保について所有者と協議していく。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
健康部 健康政策課	令和6年7月5日
監査の結果	措置の内容
<p>【指摘事項】</p> <p>調定の遅れ</p> <p>次の収入について、調定の遅れがあつた。</p> <p>調定はその性質上、収納に先立って行われることを原則としており、船橋市予算会計規則第31条第1項では、収入が適正であると認めたときは、調定書により直ちに調定しなければならないとされている。</p> <p>今後は、同規則に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。</p> <p>○財産貸付収入</p> <p>船橋市予算会計規則別表第5では、調定の時期は単年度貸付けのものは契約を締結したとき（長期貸付けのものは年度当初）とされている。</p> <p>所管部署に確認したところ、引継ぎが不足し、また、歳入予算積算基礎に施設名の表示がなく未調定であることが把握しにくい状況であったとのことであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉センター自動販売機建物貸付料 	<p>今後は、ふなばしポータルスケジュールを活用して調定日のスケジュール管理を行い、また別途予算管理表を作成して収入管理を行うほか、担当以外の職員であっても年間の調定スケジュールを把握することができるよう令和6年度から歳入予算見積書には調定件名以外に施設名及び徴収方法（年払・毎月・四半期など）を表示するようにした。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
健康部 健康づくり課	令和6年7月5日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項]</p> <p>補助金交付事務における瑕疵</p> <p>アクティブシニア介護予防補助金について、補助の対象となる団体として社会教育関係団体が含まれていたが、令和5年7月25日に補助金の交付決定を行い、令和5年10月24日の社会教育委員会議にて報告していた。</p> <p>社会教育法第13条では、地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならないとされている。</p> <p><u>アクティブシニア介護予防補助金事業を所管している健康づくり課に確認したところ、社会教育委員会議に報告することで同法を遵守しているとの誤った認識を持っていたとのことであった。</u></p> <p>また、社会教育委員会議の事務局である社会教育課に確認したところ、提出された協議案件の事前確認、各委員との情報共有は行っているが、所管課への指導を行った実績はないとのことであった。</p> <p>今後は、同法に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。</p> <p>(健康づくり課、社会教育課)</p>	<p>令和6年度より、6月に開催する第2回社会教育委員会議で、社会教育委員の皆様にあらかじめ、アクティブシニア介護予防補助金交付予定団体をお伝えし意見を聴いたのち、7月末に申請団体へ交付決定通知を発送する。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
健康部 健康政策課	令和6年7月5日
<p>[指摘事項]</p> <p>契約書等の不備</p> <p>①契約書の押印漏れ 保健福祉センター植栽管理業務委託契約書に受注者の押印がなかった。</p> <p>地方自治法第234条第5項では、地方公共団体の長が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないとされている。</p> <p>所管部署に確認したところ、発注者、受注者ともに確認が不十分であったとのことであった。</p> <p>今後は、再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。</p> <p>②談合その他の不正行為に係る特約条項の不備</p> <p>次の委託契約について、談合その他の不正行為に係る特約条項が付け加えられていなかつた。</p> <p>業務委託契約事務の手引きでは、一部の契約を除き、1者による随意契約の場合も付け加えることとしている。</p> <p>所管部署に確認したところ、確認不足であった、失念していたとのことであった。</p> <p>今後は、同手引きに則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外設置用AED収納BOX設置場所周知看板の作製・設置業務委託 	<p>指摘を受け、受注者から代表者印の押印をいただいたが、今後は契約締結伺から契約書供覧まで使用できる契約書類の確認箇所を明記したチェックリストを用いて、受注者から押印された契約書が提出された際に担当者と副担当者が押印の確認を行い、また確認したことをリストに記録することで再発防止に努めている。</p> <p>本契約については、令和5年12月18日に業務が完了し、検査を終えていたため、受注者と協議し「談合その他の不正行為に係る特約条項」を、発注者及び受注者が所持している契約書に追加した。</p> <p>また、前例踏襲にならぬよう、契約締結伺から契約書供覧まで使用できる契約書類の確認箇所を明記したチェックリストを用いて、担当者と副担当者で必ず確認を行い、再発防止に努めている。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
健康部 国保年金課	令和6年7月5日
<p>[指摘事項]</p> <p>契約書等の不備</p> <p>○談合その他の不正行為に係る特約条項の不備</p> <p>次の委託契約について、談合その他の不正行為に係る特約条項が付け加えられていなかった。</p> <p>業務委託契約事務の手引きでは、一部の契約を除き、1者による随意契約の場合も付け加えることとしている。</p> <p>所管部署に確認したところ、確認不足であった、失念していたとのことであった。</p> <p>今後は、同手引きに則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レーザープリンター賃貸借 	<p>業務委託契約事務の手引きに則って適正に事務処理を行うよう徹底し、さらに契約書作成の際チェック項目を設け、同様のことがないようにするとともに、契約金額に合った契約で事務の効率化を図った。</p> <p>なお、当該契約については、令和6年3月1日付で、受注者と特約条項を追加する変更契約を結んだ。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
健康部 看護専門学校	令和6年7月5日
<p>[指摘事項]</p> <p>契約書等に規定する必要書類の未受領等</p> <p>委託契約等について、契約書や仕様書において提出、通知又は報告を受けることとしているが履行されていないものが以下のとおり見受けられた。</p> <p>契約書等の作成にあたっては、前年度と同様の契約であっても記載する内容を十分精査し、現状に即したものにするとともに、契約締結後は契約書等に記載した内容を確実に実施されたい。</p> <p>○業務計画書若しくは業務責任者に関する通知又はその両方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調機等保守管理業務委託 等 <p>所管部署に確認したところ、未受領書類の確認や提出の催促を行わないまま業務を進めてしまった、また、業務の性質に応じた契約書のひな形の条文加除を行わなかつたとのことであった。</p>	<p>指摘のあった契約について、未受領であった業務計画書及び業務責任者に関する通知は即時に提出及び報告を受けた。</p> <p>指摘事項に該当する契約で令和6年度も同様の契約を締結するもの、またそれ以外の契約においても、業務の性質に応じて契約書のひな型の条文加除を行った。</p> <p>契約締結時に必要な書類については、契約書郵送時の送付文に必要書類を記載しチェックリスト化することで、発注者と受注者の双方で必要書類が確認できるよう改善した。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
健康部 地域保健課	令和6年7月5日
監査の結果	措置の内容
<p>[要望事項]</p> <p>実費徴収金の算定について</p> <p>西部消防保健センターにおいて行政財産の使用許可により設置している自動販売機の電気料金については、3か月ごとに行行政財産の使用者から実費を徴収しているが、施設全体の電気料金を自動販売機の電気使用量で按分して算定する際、1か月分ごとではなく3か月分の合計で算定したため、過少の額となっていた。</p> <p>電気料金は、月に1回施設全体の額で請求されており、そのうち従量料金については市場連動型プランが適用され平均単価が月により変動することから、月ごとの電気使用量で按分するのが妥当である。</p> <p>所管部署に確認したところ、従前から続けている算定方法であり、算定方法により按分した金額に差が出る認識がなかったとのことであった。</p> <p>今後は、安易に前例を踏襲することなく適切に電気料金を算定するよう要望する。</p>	<p>令和6年度の実費徴収金から、月ごとの施設全体の電気料金を自動販売機の電気使用量で按分した金額を算定し、3か月分の合計額を行政財産の使用者に請求する方法に改めた。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
健康部 看護専門学校	令和6年7月5日
監査の結果	措置の内容
<p>[要望事項]</p> <p>年間契約の検討について</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び船橋市契約規則第25条では、随意契約によることができる場合として契約の種類ごとに額の範囲が規定されているが、看護専門学校のクリーニングに関する契約において、年額で計算すると額の範囲である50万円を超えていた。</p> <p>所管部署に確認したところ、慣例的に月単位で契約してきたが、令和6年度から単価での年間契約を行うことであった。</p> <p>今後は、可能な範囲で契約業務の集約を図られるよう要望する。</p>	<p>クリーニングの業務については、令和6年度より各衣類等の年間使用枚数の見込みを立て入札を行い、年間契約（単価契約）とした。</p> <p>毎月、実績に応じた支払いを行っている。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
健康部 看護専門学校	令和6年7月5日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項] 行政財産使用許可書に関する文書処理の誤り 看護専門学校の広域無線LAN中継局の設置に関する行政財産の使用許可について、行政財産使用許可申請書の使用期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までとなっていたが、行政財産使用許可書の使用期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなっており、文書処理に誤りがあった。 所管部署に確認したところ、使用期間の誤りに気付かないまま決裁が終了し、誤った内容の行政財産使用許可書を発出してしまったとのことであった。 今後は、再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。</p>	<p>指摘を受けた行政財産使用許可書（以下、「許可書」という。）については即時に相手方より誤った内容の許可書の返還を受け、正しい内容の許可書を送付した。 今後は、船橋市公有財産規則に基づき正しい使用期間であるか、決裁伺文と添付された許可書（案）に記載された内容に誤りがないか、必要に応じて許可書（案）を紙に印刷し直接チェックを入れて確認を行う。 当該業務は、1年に1回または3年に1回の事務であり、人事異動のある4月当初に行う事務であることから、業務フローシートに今回の指摘事項を記載し再発防止に努める。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
健康部 地域保健課	令和6年7月5日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項] 郵便切手・葉書受払簿の不備 不妊治療費等助成事業に係る郵便切手・葉書受払簿において、前年度からの繰越処理がなく、新年度の郵便切手・葉書受払簿がなかったもの、また、物品出納員の押印がないものがあった。 船橋市物品管理規則第13条第1項では、物品出納員等は、物品の出納、保管その他の状況を明らかにするため、次に掲げる帳簿を備え、整理しなければならないとされ、第5号で郵便切手・葉書受払簿が規定されている。また、同規則第4条では、この規則の規定により備え、整理することとされている帳簿は、毎年度会計別に作成しなければならないとされている。 所管部署に確認したところ、令和3年度の途中から大量の郵便物の発送を後納郵便に切替えため、切手の管理が希薄となり失念してしまったとのことであった。 今後は、同規則に則って適切に事務処理を行うよう徹底されたい。</p>	<p>年度ごとに郵便切手・葉書受払簿を作成し適切な管理を行うとともに、再発防止を図るため、指摘事項について課内で共有を図った。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
健康部 地域保健課	令和6年7月5日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項]</p> <p>不適切な要領に基づく報償金等の説明</p> <p>船橋市地域保健事業日々雇用者取扱要領（以下「要領」という。）に規定する日々雇用者に対し報償金等を説明する際、賃金及び雇用者等の記載がある要領別記様式の船橋市地域保健事業日々雇用者雇用条件通知書（以下「雇用条件通知書」という。）を交付していた。</p> <p>報償金等を説明する通知書として賃金及び雇用者等が記載されている雇用条件通知書を交付することは、雇用契約を締結しておらず、賃金ではなく報償金として支払っていることから誤りである。</p> <p>所管部署に確認したところ、雇用条件通知書については、口頭のみで行っていた報償金等の説明を相手方に明確に通知する目的で作成し、作成時に参考とした資料の表記が賃金となっていたため、誤った記載となつたとのことであった。</p> <p>今後は、関係部署と協議のうえ、適切に要領の見直しを図られたい。</p>	<p>指摘を受けて、船橋市地域保健事業日々雇用者取扱要領は廃止した。関係課と協議のうえ「船橋市地域保健事業支援員設置要綱」を制定し、令和6年度から支援員（旧日々雇用者）に委嘱状を交付した。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
生涯学習部 生涯スポーツ課	令和6年8月9日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項]</p> <p>調定の遅れ</p> <p>次の収入について、調定の遅れがあつた。</p> <p>調定はその性質上、収納に先立って行われることを原則としており、船橋市予算会計規則第31条第1項では、収入が適正であると認めたときは、調定書により直ちに調定しなければならないとされている。</p> <p>今後は、同規則に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。</p> <p>①使用料及び手数料のうち一般的なもの</p> <p>船橋市予算会計規則別表第5では、調定の時期は使用許可をしたとき又は収入を決定したときとされており、使用許可が複数年度にわたるものについては、使用料は年度毎に調定することから、2年目以降の調定は年度当初に行なうことが妥当である。</p> <p>所管部署に確認したところ、行政財産使用許可書を発行する際に事務処理が漏れ、また、複数年に及ぶものについて期初に調定を行うものとしての認識がなかったとのことであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合体育館第3駐車場ガス管 ・総合体育館施設占用料 ・三山まちかどスポーツ広場占用料 ・総合体育館公衆電話室 <p>②財産貸付収入</p> <p>船橋市予算会計規則別表第5では、調定の時期は単年度貸付けのものは契約を締結したとき（長期貸付けのものは年度当初）とされている。</p> <p>所管部署に確認したところ、行政財産の貸付期間が複数年に及ぶものについて期初に調定を行うものとしての認識がなかったとのことであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高瀬町まちかどスポーツ広場自動販売機土地貸付料 	<p>指摘内容について、課内でも共有し、年度当初に実施すべき内容についてのチェックリストを作成し、対応終了後、課内にて供覧を行った。今後は、チェックリストを担当者及び担当係長にて確認を行い、届出等が漏れることがないよう管理し、船橋市予算会計規則に基づいた事務処理を行うことを徹底する。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
生涯学習部 文化課	令和6年8月9日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項]</p> <p>交付金交付事務における瑕疵</p> <p>ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金（以下「交付金」という。）について、以下のとおり不適正な事務手続きがあった。</p> <p>①交付金交付決定及び確定額算定にあたり、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条第1号から第6号までに規定されている交付対象経費の名称と一致しない企画費、公課費、予備費等の経費を交付対象経費としていた。</p> <p>所管部署に確認したところ、令和4年度本事業における交付金確定の根拠資料である決算書及び令和5年度本事業における交付金申請の根拠資料である予算書に記載されている経費は、すべて交付対象経費であることを個々に確認しているとのことであった。</p> <p>しかしながら、船橋市文書管理規則第6条第3項では、公文書を作成するときは、事案が軽微なものである場合を除き、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう作成しなければならないとされており、個々に確認したことについては、のちに疑義を生じないよう書面で経緯を残しておくべきである。</p> <p>②令和4年度における交付金の返還額算定にあたり、要綱に規定されていない算定方法で金額を確定していた。また、交付金返還命令書が作成されていなかった。</p> <p>交付金の額を確定した場合の返還は要綱第9条第2項に規定されている。</p> <p>所管部署に確認したところ、協賛金を確保して事業費に充てることで交付対象経費よりも必要な経費が少なくなることがあり、交付対象経費総額から自主財源を差引いた額を交付確定額としているとのことであった。</p> <p>また、交付金返還命令書の未作成については、実行委員会担当職員が市職員であり、返還命令がなくてもわかることから、作成が省略されていたとのことであった。</p> <p>しかしながら、要綱に基づき事務手続きを行うことが肝要であり、要綱と実務の齟齬については解消すべきである。</p>	<p>①及び②について、実行委員会に対し、令和6年3月1日付、船教文第2951号「第28回ふなばし音楽フェスティバル実績報告書等の提出について」にて、要綱に定められた交付対象経費の名称と一致する経費を表記するよう指導を行い、適正な決算書及び予算書の提出を受理している。</p> <p>また、自主財源を差し引いた額が「必要な経費」であることが明確になるよう、令和6年7月1日付けで、要綱の改正を行い、要綱第2条に「交付金の交付の対象となる経費は次に掲げる経費とする。ただし、交付金以外の交付事業に係る収入がある場合は、交付事業の交付対象とならない経費に充て、それを超える額について交付対象経費から除くものとする。」と、ただし書き以降の条文を追記した。</p> <p>さらに、交付金返還命令書は令和6年3月31日付、船教文第2954号にて作成し、実行委員会に通知した。</p>

③令和5年度本事業に含まれる千人の音楽祭及びふなばしミュージックストリートについて、市からふなばし音楽フェスティバル実行委員会に交付金を支出し、当該支出分の一部を県から千葉県150周年記念事業費補助金により収入するものとして令和5年度予算に計上していたが、事業毎の各実行委員会名で県に補助金申請していたことから各実行委員会に対し直接交付決定されることとなり、歳入においては過少、歳出においては不用額となることが決定した。

所管部署に確認したところ、申請事務を行う際、各実行委員会が県に申請するものとの思い込みがあり、予算計上していたことについての理解が不十分であったとのことであった。

以上の全事例からは、いずれも交付金申請する実行委員会と交付決定する市の立場が混同されて事務が行われていることがうかがわれ、これを認めるとなれば市の恣意的な操作により交付金額の増減が可能となる恐れがあることから、交付金の予算執行及び交付の適正性・公正性の確保という点で問題がある。

交付金は要綱の規定に基づき算定すべきものであることから、今後は必要に応じて要綱を見直したうえで適正に事務を執行されるとともに、市と実行委員会の立場を明確化するよう体制の見直しを図られたい。

③について、千葉県誕生150周年記念事業補助金募集要領では、補助対象者について「県内の市町村又は市町村を中心とした複数団体によって組織される実行委員会等とする」と記載されている。

申請事務を行う際、担当者において、申請者は市か実行委員会か、といった検討を行わず、実行委員会が県に申請するものと思い込みがあり、決裁者も、申請者に誤りがないか確認をしなかった。また、県補助金の金額も含め、市から交付金が交付される形で予算計上していたことについての理解が不十分であったことも、誤りの要因であった。

今後、当該事業に同様の補助金が交付される予定は当面ない見込みだが、当該事業に関わらず、補助金の交付申請を行う際は、予算から十分に理解したうえで、交付要綱等を熟読のうえ慎重な事務手続きを行う。

当該事業全体について、交付金を申請する実行委員会担当職員と交付決定をする市担当職員を分けるといった市と実行委員会の立場を混同しないような体制の見直しを図る。

監査対象機関	措置状況報告年月日
生涯学習部 社会教育課	令和6年8月9日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項] 補助金交付事務における瑕疵</p> <p>アクティビズニア介護予防補助金について、補助の対象となる団体として社会教育関係団体が含まれていたが、令和5年7月25日に補助金の交付決定を行い、令和5年10月24日の社会教育委員会議にて報告していた。</p> <p>社会教育法第13条では、地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならないとされている。</p> <p>アクティビズニア介護予防補助金事業を所管している健康づくり課に確認したところ、社会教育委員会議に報告することで同法を遵守しているとの誤った認識を持っていたとのことであった。</p> <p>また、<u>社会教育委員会議の事務局である社会教育課に確認したところ、提出された協議案件の事前確認、各委員との情報共有は行っているが、所管課への指導を行った実績はない</u>とのことであった。</p> <p>今後は、同法に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。 (健康づくり課、社会教育課)</p>	<p>同様の事案が発生しないよう、社会教育関係団体に補助金を交付する場合には、社会教育委員会議で意見を聞く必要がある旨、府内掲示板で周知した。</p> <p>また、資料提出依頼や開催通知送付の際にも、同様の周知を図り、社会教育関係団体への補助金の議題が提出された際には、交付決定時期を確認する。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
生涯学習部 文化課	令和6年8月9日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項] 契約書等の不備</p> <p>○談合その他の不正行為に係る特約条項の不備</p> <p>次の委託契約について、談合その他の不正行為に係る特約条項が付け加えられていないかった。</p> <p>業務委託契約事務の手引きでは、一部の契約を除き、1者による随意契約の場合も付け加えることとしている。</p> <p>所管部署に確認したところ、前年度の契約を踏襲していたとのことであった。</p> <p>今後は、同手引きに則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。 ・収蔵美術品保管業務委託 等</p>	<p>契約事務を行うにあたっては、単に前年度の契約書を踏襲するのではなく、最新の「業務委託契約事務の手引き」中「IV 契約締結」の「2 契約書の作成」と突合し、漏れのないよう書類作成するよう、係長以上の課内会議にて周知し、各係長から係員へ係会議にて共有した。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
生涯学習部 生涯スポーツ課	令和6年8月9日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項]</p> <p>契約書等に規定する必要書類の未受領等</p> <p>委託契約等について、契約書や仕様書において提出、通知又は報告を受けることとしているが履行されていないものが以下のとおり見受けられた。</p> <p>契約書等の作成にあたっては、前年度と同様の契約であっても記載する内容を十分精査し、現状に即したものにするとともに、契約締結後は契約書等に記載した内容を確実に実施されたい。</p> <p>○業務計画書若しくは個人情報管理者に関する報告又はその両方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行田・高瀬下水処理場上部運動広場 窓口業務委託 等 <p>所管部署に確認したところ、受注者より提出がなされておらず所管部署においても提出を求めるなどを失念していたとのことであった。</p>	<p>契約締結後、業務計画書・業務責任者・個人情報管理者報告など、受注者から届出が必要となる書類について、チェックリストを作成し担当者及び担当係長にて確認を行うことで、届出等が漏れることがないよう管理する。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
生涯学習部 文化課	令和6年8月9日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項]</p> <p>契約書等に規定する必要書類の未受領等</p> <p>委託契約等について、契約書や仕様書において提出、通知又は報告を受けることとしているが履行されていないものが以下のとおり見受けられた。</p> <p>契約書等の作成にあたっては、前年度と同様の契約であっても記載する内容を十分精査し、現状に即したものにするとともに、契約締結後は契約書等に記載した内容を確実に実施されたい。</p> <p>○業務責任者に関する通知及び個人情報管理者に関する報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収蔵美術品保管業務委託 等 <p>所管部署に確認したところ、受注者より提出されておらず所管部署においても提出を求めるなどを失念していたとのことであった。</p>	<p>業務責任者通知や個人情報管理者報告については委託業者より提出がなされておらず、当課も契約に係る提出書類の受領チェックリストを作成していなかつたため、提出を求めるなどを漏らしていた。</p> <p>なお、「収蔵美術品保管業務委託」及び「船橋市デジタルミュージアムシステム使用料」については個人情報を取り扱わない業務であり、個人情報管理者報告を求める必要がないにもかかわらず、契約書にて求める旨を記載していた。</p> <p>今後は、チェックリストを作成し担当者及び担当係長が契約締結後における業務の履行確認を行い、必要な報告、届出等が漏れることがないよう管理する。</p> <p>また、令和6年度の契約時において、個人情報管理者報告を求める必要のないものについて、個人情報管理者報告に関する規定を設けずに契約執行した。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
生涯学習部 中央公民館	令和6年8月9日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項]</p> <p>契約書等に規定する必要書類の未受領等</p> <p>委託契約等について、契約書や仕様書において提出、通知又は報告を受けることとしているが履行されていないものが以下のとおり見受けられた。</p> <p>契約書等の作成にあたっては、前年度と同様の契約であっても記載する内容を十分精査し、現状に即したものにするとともに、契約締結後は契約書等に記載した内容を確実に実施されたい。</p> <p>○業務責任者に関する通知及び個人情報管理者に関する報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央公民館消防用設備保守点検業務 <p>所管部署に確認したところ、仕様書や契約書に基づく必要書類等の確認が不十分であったとのことであった。</p>	<p>以前の監査結果報告書にも記載されており、課内においても情報共有を行ったが、個々の具体事案についての点検指示まで至らなかつたことが原因と考える。</p> <p>新年度から個々の契約内容を確認し、提出物等について必要な物かどうかを精査し、不要な書類等については契約書及び仕様書から削除した。また、契約締結後は契約書等に規定されている内容については、複数で確認するなど遺漏のないよう履行する。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
生涯学習部 高根台公民館	令和6年8月9日
監査の結果	措置の内容
<p>[要望事項]</p> <p>仕様書等に定める内容と履行内容の不一致について</p> <p>中部地区4公民館自家用電気工作物保安管理業務において、仕様書では新高根公民館の点検回数は月1回となっているが、隔月で点検が行われていた。また、高根公民館の点検回数は2か月に1回となっているが、設計書の数量は12月となっていた。</p> <p>所管部署に確認したところ、新高根公民館については入札により令和5年度から受注者が変更となつたが、受注者は自家用電気工作物に絶縁監視装置を設置すれば隔月1回の点検頻度でよいとの経済産業省の告示により、装置を設置することで隔月の点検としていたとのことであった。なお、受注者は新高根公民館には口頭で本旨連絡をしたとのことであったが、基幹公民館の高根台公民館では事態を把握していなかつたとのことである。</p> <p>また、高根公民館については本来であれば隔月1回年6回で積算すべきだが、経済産業省では通常月1回年12回の点検頻度を義務付けており、絶縁監視装置を設置した状態は特別な場合であることから、入札や見積においては隔月1回年6回を月1回年12回に置き換えて計算することが一般的となっているとのことであった。</p> <p>しかしながら、船橋市文書管理規則第6条第3項では、公文書を作成するときは、事案が軽微なものである場合を除き、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう作成しなければならないとされており、履行内容が仕様書から変更となつた場合は、後に疑義を生じないよう書面で経緯を残しておくべきである。</p> <p>また、仕様書及び設計書と異なる履行が可能となるならば、入札の公平性という点においても疑義を生じる可能性がある。</p> <p>今後は、適切に契約業務を行われるよう要望する。</p>	<p>履行内容が仕様書から変更になった件について、基幹公民館と地区館との連携不足が原因と考える。</p> <p>本件は法的に問題はなかったが、今後、疑義が生じることのないよう双方で記録を残すとともに情報共有を徹底して統一を図る。</p> <p>また、適切な契約事務については、公平性を確保するため入札説明会時から疑義が生じないよう参加者には十分に説明を行う。履行内容と仕様書、履行時期の一覧を作成し、基幹公民館及び地区館で共有を図る。受注者より連絡があった場合は、速やかに基幹公民館へ連絡することで、遺漏のない履行を徹底する。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
生涯学習部 市民文化ホール	令和6年8月9日
監査の結果	措置の内容
<p>[要望事項]</p> <p>仕様書に定める条件と業務体制の不一致について</p> <p>市民文化ホール・市民文化創造館・中央公民館 受付・舞台等管理運営業務委託において、仕様書では「市民文化ホールに従事する業務副責任者は7年以上の経験を有する者」とされているが、経験年数4年の者が配属されていた。</p> <p>所管部署に確認したところ、仕様書と提出された書類との不合が不十分であったとのことであり、実務上の問題はなかったとのことであった。</p> <p>しかしながら、本契約では仕様書に定める経験年数に応じた積算単価を使用しており、今回は業務従事者全体では積算上の条件を満たしていたことから配置だけの問題と捉えることが可能だったが、契約不履行となる可能性もあった。</p> <p>また、所管部署が業務副責任者に必要とされる経験年数について改めて他市の状況を調査したところ、経験年数を求めるない事例や3年又は5年以上としている事例が多くあったとのことである。</p> <p>今後は、仕様書を精査し適切に契約業務を行われるよう要望する。</p>	<p>令和6年度の契約ではチェックリストを作成し、提出された書類が仕様書の内容に合致しているかを確認した。</p> <p>また、令和7年度の契約に向けて、より業務に即した仕様書となるよう精査し、契約業務を行う。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
生涯学習部 中央公民館	令和6年8月9日
監査の結果	措置の内容
<p>[要望事項]</p> <p>契約の集約化の検討について</p> <p>地区公民館又は月単位で委託契約している業務のうち、競争性又は効率性の観点から集約して入札又は見積合せを実施したほうが望ましいと思われるものが見受けられた。</p> <p>所管部署に確認したところ、地区公民館単位で委託契約している業務は基幹公民館単位に集約、月単位で委託契約している業務は年間契約に移行するよう取り組んでいくことであった。また、現在、公民館事務の集約化についても検討を進めているところであり、整理された後には、全公民館をまとめて契約する等考えていくとのことであった。</p> <p>なお、集約することのデメリットとして、これまで随意契約だったものが入札となることによる事務量の増加、契約期間中に数量の増減等が生じた場合に変更契約の必要が生じること、小規模事業者の受注機会が失われるなどのことである。</p> <p>しかしながら、地方公共団体における調達は、一般競争入札が原則とされ、指名競争入札や随意契約は例外的な取扱いとして認められているところであり、また契約の集約化により支払事務においては業務が削減されるものと考えられる。</p> <p>今後は、可能な範囲で契約業務の集約を図られるよう要望する。</p>	<p>清掃器具賃借料（清掃用モップ）は、年間執行額が30万円以下であったことから、随意契約としていた。新年度からは月単位で契約していた清掃器具賃借料（清掃用モップ）について、年間契約に移行し定期支払とした。</p> <p>また、公民館事務の集約化を進めるとともに、可能な範囲で契約業務の集約を図っていく。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
生涯学習部 文化課	令和6年8月9日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項] 決裁責任者の誤り等</p> <p>国庫支出金及び県支出金に関する事業計画、交付申請及び交付決定通知において、本来決裁責任者が部長であるところ課長としていたものや財政主管課の合議がされていないものが以下のとおり見受けられた。</p> <p>船橋市予算会計規則別表第3では、当該事項は部長の専決事項（財政主管課合議）とされている。</p> <p>所管部署に確認したところ、通常の受理文書と同様の認識であったとのことであった。</p> <p>今後は、同規則に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。</p> <p>○決裁責任者の誤り及び財政主管課合議漏れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限委譲事務交付金交付決定通知 ○決裁責任者の誤り ・文化財保存事業補助金（国庫補助金）交付決定通知4件 ・文化財保存事業補助金（県補助金）交付決定通知2件 	<p>補助金の交付決定については、部長決裁で財政課合議であることと、補助金を含む予算関係の決裁時には予算会計規則を確認することを係長以上の課内会議にて周知し、各係長から係員へ係会議にて共有した。また、国庫・県費補助金の決裁時に添付しているチェックリストに決裁権者の項目を加えた。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
生涯学習部 生涯スポーツ課	令和6年8月9日
監査の結果	措置の内容
<p>[指摘事項] 決裁責任者の誤り等</p> <p>運動公園及び法典公園の自動販売機設置許可期間の更新申請と併せてなされた使用料等減免申請に対する許可において、本来決裁責任者が部長であるところ課長としていた。</p> <p>船橋市教育委員会事務決裁規程別表第1では、教育委員会に事務委任されている使用料及び雑入金の減免に関するこのうち法令等で基準が規定されていないものは部長の専決事項とされている。</p> <p>所管部署に確認したところ、定例的な文書に該当すると誤認していたとのことであった。</p> <p>今後は、同規程に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。</p>	<p>決裁時、根拠が明確となるよう担当者は条例その他の根拠資料を添付し、該当部分にマーキングすることを必須とする。</p> <p>係長は根拠法令等に誤りがないか確認し、船橋市教育委員会事務決裁規程に基づいた事務を徹底する。</p>

監査対象機関	措置状況報告年月日
生涯学習部 公民館	令和6年8月9日
監査の結果	措置の内容
<p>【要望事項】</p> <p>自主事業の運用について</p> <p>公民館自主事業の一部において、参加者から事前に徴収した参加費（材料費及び保険代）を事業実施日まで公民館の金庫で保管し、必要に応じて直接支出していた。</p> <p>船橋市予算会計規則第41条第1項では、現金出納員等が現金を直接収納したときは、特別の事情がある場合を除くほか、当日又は翌日（当日又は翌日が指定金融機関等の営業日以外の日に当たるときは、その日後において、最も近い指定金融機関等の営業日）に指定金融機関等に払い込まなければならぬとされており、事故等リスクを減少する観点から厳格化が図られているところである。</p> <p>所管部署に確認したところ、船橋市予算会計規則に規定する収納であるとの認識は不足しており従来どおりの運用を行っていたが、公民館では多種多様な事業を展開していることから、参加費の使用用途についても幅広く運用しているのが現状であり、現在の公民館体制で当該規定のとおり事務を行うには様々な課題があるとのことであった。なお、今後は各公民館の状況を精査したうえで、先行事例を参考に歳入歳出予算として適正に取り扱うよう進めていくとのことであった。</p> <p>従来どおりの運用のほうが柔軟な対応が可能であるとのことだが、やはり職員個人の裁量により当該金銭の取扱いが可能となっている現状は収入及び支出の透明性において問題があり、不正行為防止の観点からは看過することはできない。</p> <p>今後は、課題解決に向けて邁進し、早期に適正な対応を図られるよう要望する。</p>	<p>参加者から徴収した参加費の取扱いについて、予算会計規則に規定されている収納であるとの認識が不足していたことが原因と考える。</p> <p>今後、各公民館の状況を精査したうえで、課題とされている事項を整理するとともに、先行事例などを参考に、船橋市予算会計規則に基づき、取り扱うよう進めていく。</p>